

助成金要領（労災勘定）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金の支給についてはこの要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0600 支給決定
0101 趣旨	0601 支給決定等の通知
0102 適用単位	0602 証拠書類の保管
0200 定義	0700 返還
0201 新型コロナウイルス感染症	0701 返還
0202 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置	0702 連帯債務
0203 有給休暇	0800 附則
0300 支給要件	0801 施行期日
0301 支給対象事業主	0802 経過措置
0302 対象労働者	
0303 不支給要件	
0304 国等に対する不支給	
0305 併給等	
0400 支給額	
0401 支給額	
0500 支給申請	
0501 支給申請書の提出	
0502 申請書類	
0503 支給申請書の受理	

0100 趣旨

0101 趣旨

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師（以下「医師等」という。）の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に0203に規定する有給休暇を取得させた事業主に対して、助成金を支給することにより、女性労働者が安心して休暇を取得することができ、健康確保を図るとともに、感染不安から発生するメンタルヘルスの防止に資することを目的とする。

なお、事業主とは、事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格のない社団若しくは財団をいう。

0102 適用単位

助成金の支給は、労働者災害補償保険の適用事業場を単位として行う。

なお、適用事業場の単位は、労働保険番号に基づいて判断し、労働保険番号を同じくする事業場は1事業場とみなす。

0200 定義

0201 新型コロナウイルス感染症

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症。

0202 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に基づく措置のうち、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成9年労働省告示第105号）の2（4）に定める新型コロナウイルス感染症に関する措置をいう。

0203 有給休暇

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、0202に規定する措置の適用期間に取得する有給休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇（※）として与えられるものを除き、年次有給休暇（※）を取得した場合に支払われる賃金相当額の6割以上の賃金が支払われるものに限る。）をいう。

※ 船員の場合は船員法（昭和22年法律第100号）第74条に規定する有給休暇をいう。

0300 支給要件

0301 支給対象事業主

0203に規定する有給休暇を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であって、0302に規定する対象労働者に対して令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に当該有給休暇を、合計5日以上取得させた事業主に支給する。ただし、本助成金の申請までに、対象となる事業場において「両立支援等助成金新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」（令和2年度）及び、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」（令和2年度）を受給していないこと。また令和3年度に、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」を受給していないこと。

0302 対象労働者

支給対象事業主に雇用され、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（労働基準法上の労働者又は船員法上の船員をいう。）であって、0203に規定する有給休暇を取得したものであり、当該有給休暇を取得した日の前日までに1日以上勤務したことがある労働者をいう。

また、次のいずれかに該当する者は対象労働者から除く。

イ 雇用関係の確認ができないもの

ロ 法人の取締役及び合名会社等の社員、監査役、協同組合等の社団又は財団の役員等

0303 不支給要件

助成金は、0301の規定にかかわらず、申請事業主が次のイからリまでのいずれかに該当する場合は、支給しない。

- イ 事業主が、支給申請書の申請日から起算して過去3年間に、業務改善助成金、労働者災害補償保険法第3章の2又は雇用保険法第4章の規定により支給される給付金について、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、本助成金の不支給措置がとられている場合。
- ロ 助成金の支給に係る事業場において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。以下同じ。）において、労働保険料（同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。以下同じ。）を納付していない場合。
- ハ 申請事業主又は申請事業主の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団（暴力団員による不当な行為及びの防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当するものがある場合、暴力団員が経営等に実質的に関与している場合及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合。
- ニ 申請事業主又は申請事業主の役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体に属している場合。
- ホ 事業主が支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った場合（労働基準法、最低賃金法等に違反して送検され、当該事実が公になった場合、男女雇用機会均等法等に違反して勧告を受けた場合等）。
- ヘ 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更正手続若しくは特別精算開始の申立てがされていること）している事業主の場合
- ト 管轄労働局長が審査に必要な事項について確認を行う際に協力すること及び支給要領0701による支給を受けた助成金の返還等について、承知していない場合
- チ 申請書の「役員等一覧」又は同様の記載のある書類を提出していない場合
- リ 本支給要領に従うことを承諾していない場合

0304 国等に対する不支給

国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の規定の適用を受ける地方公共団体が経営する企業を除く）、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人に対しては、助成金は支給しない。

0305 併給等

対象労働者が雇用保険の被保険者であった場合、同一の対象労働者の同一の期間について、「両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」と併給することができる。

0400 支給額

0401 支給額

1 事業場に対し、1 回に限り、15万円を支給する。

0500 支給申請

0501 支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主は、支給申請書及び0502に規定する申請書類を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出するものとする。

申請は、有給の休暇制度の整備、労働者への周知、有給休暇日数、賃金の支払い等の状況を明らかにして、令和5年5月31日まで行うことができる。

0502 申請書類

支給申請書を提出する事業主は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金支給申請書」（様式第1号）、「母性健康管理指導事項確認書」（様式第2号：母性健康管理指導事項連絡カードなど医師等が新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る指導事項を記載した書類がない場合。）及び次に掲げるすべての書類の写しを添付しなければならない。

イ 労働者災害補償保険に加入していることが確認できる書類（例：労働保険関係成立届の事業主控（労働基準監督署受理済みのもの）、概算保険料申告書等）

ロ 対象労働者が0203に規定する有給休暇を取得したこと及び取得日数が確認できる書類（例：母性健康管理指導事項連絡カードなど医師等が新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る指導事項を記載した書類（当該書類がない場合は母性健康管理指導事項確認書（様式第2号）及び母子健康手帳の表紙（氏名、交付日がわかるもの））に加え、休暇簿、出勤簿、タイムカード等）

ハ 年次有給休暇の場合と比べて6割以上の賃金が支払われる有給休暇の制度となっていることが確認できる書類（例：制度の周知資料、就業規則等）

ニ 有給休暇の制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を労働者に周知したことが確認できる書類（例：制度の周知資料等）

ホ ハの賃金が支払われたことが確認できる書類（例：賃金台帳等）

ヘ 対象労働者の所定労働日が確認できる書類（例：労働条件通知書、就業規則、勤務カレンダー等。シフト制又は交替制をとっている場合は、対象労働者の具体的な労働日・休日や労働時間を当該労働者に対して示した勤務カレンダー、シフト表等）

ト 対象事業主に雇用されており、0203に規定する有給休暇取得の前に1日以上勤務している労働者であることが確認できる書類（例：出勤簿、タイムカード等）

チ 振込口座が確認できる書類（通帳又はキャッシュカード（申請者氏名、銀行名（支店名）、口座番号がわかるものに限る。）

0503 支給申請書の受理

管轄労働局長は、0501の申請があったときは（イ）支給申請期間内に提出されていること、（ロ）所要の記載がされていること、（ハ）所要の添付書類が添付されていることについて確認を行った上で、当該支給申請書を受理する。

なお、郵送（配達記録が残るものに限る。）により提出されたものについては、消印の日付が申請期間内であっても、労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合には申請期間内に申請されたとは認められないこと。

0600 支給決定

0601 支給決定等の通知

管轄労働局長は、助成金の支給の決定をした場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金支給決定通知書」（様式第3号）により、また、不支給の決定をした場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金不支給決定通知書」（様式第4号）により事業主に通知するものとする。

また、不正を行った事業主に対して、不正受給に係る助成金について不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間助成金を支給しないこととする不正受給措置期間の通知は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金不支給措置期間通知書」（様式第5号）により通知するものとする。

0602 証拠書類の保管

本助成金の支給を受けた事業主は、助成金の申請にかかる証拠書類等の控えを本助成金の支給を受けた日の属する年度の初日から起算して5年間保管する。

0700 返還

0701 返還

- イ 管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合や支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金支給決定取消・返還通知書」（様式第6号）により、当該事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部に係る助成金の支給決定を取り消す決定を行い、それを返還させるものとする。
- ロ 助成金の支給を受けた事業主が不正受給を行った場合（ハの場合を除く。）、上記イの返還額に加え、不正受給の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金及び当該返還額の2割に相当する額の合計額を支払う義務を負う。
- ハ 業務改善助成金、労働者災害補償保険法第3章の2又は雇用保険法第4章の規定により支給される給付金の不支給措置がとられている事業主が行った支給申請について不正受給を行った場合は、不正受給により返還を求めた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2倍に相当する額の合計額を支払う義務を負うものとする。

0702 連帯債務

イ 連帯債務

代理人が、不正受給に関与していた場合は、申請事業主等と連帯して、0701ロ又はハの合計額を支払う義務を負う。

ロ 連帯債務の承諾

代理人は、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金支給申請書」（様式第1号）にて、不正受給に関与していた場合は、不正受給額の返還等に対して申請事業主等と連帯して債務を負うことを承諾する旨について記載する。

0801 施行期日

- イ 本要領は令和3年4月1日から施行する。
- ロ 令和4年1月25日付け雇均発0125第3号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金の改正について」（以下「令和4年1月改正通達」）は令和4年1月25日から施行する。
- ハ 令和4年3月31日付け雇均発●●●●第●号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金の改正について」（以下「令和4年3月改正通達」）は令和4年4月1日から施行する。

0802 経過措置

- イ 令和4年3月改正通達による改正前の「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金支給要領」（以下「旧要領」という。）0203に定める有給休暇を与えるための制度に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に有給休暇を合計5日以上取得した同一の旧要領0302に規定する対象労働者に係る支給申請については、令和4年3月改正通達による改正後の「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金支給要領」（以下「新要領」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- ロ 旧要領0301に規定する支給対象事業主であって、令和4年3月31日以後、新要領0203に定める有給休暇を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じたものによって雇用される新要領0302に規定する対象労働者が、同日以後当該措置が講じられるまでの間に有給休暇を取得した場合、当該対象労働者は、新要領0203に定める有給休暇を取得したものとす。